

～ 難しいを、やさしく。令和8年の税制改正を解説 ～

「税制改正」セミナー (全2回)

★1回目と2回目でテーマが異なります。片方のみのご参加も可能です。

両日とも 14:30～16:30 (2時間)

税制の見直しは、事業承継から毎月の給与計算まで、小規模事業者の実務に直接影響します。本セミナーでは、事業主・総務担当者が押さえておくべきポイントを、実務目線で分かりやすく解説します。「制度の名前は聞くけれど、何をすればよいのか分からない」という段階の方こそ、この機会にご参加ください。各回で**年末調整や確定申告の変更点・留意点**についても解説します。

□1回目(11/27)

事業承継税制の特例措置 会社の株式を次の世代に引き継ぐ際、贈与税・相続税の納税が猶予される制度です。令和8年度税制改正により、特例承継計画の提出期限は令和9年9月30日まで1年6か月延長されました。ただし延長されたのは計画の提出期限のみで、贈与・相続そのものの適用期限(令和9年12月31日)は変わりません。「まだ先の話」と考えている方に、今から始めるべき準備をお伝えします。

	日 程	テーマ
1 回目	11月27日(金)	事業承継税制の特例措置
2 回目	12月 3日(木)	年収の壁見直しと給与計算実務

〈講師プロフィール〉

さとう あきお 佐藤 明夫氏 税理士／行政書士／日本政策金融公庫 農業経営アドバイザー
寒河江市在住。税務署勤務を経て開業。東北税理士会寒河江支部所属。令和5年度より河北町青色申告会へ協議派遣で、確定申告期の税務指導・代理送信を担っていただいております。

□2回目(12/3)

年収の壁見直しと給与計算実務 パート・アルバイトを雇用する事業所に直結するテーマです。基礎控除が最大95万円に、給与所得控除の最低額が65万円に引き上げられ、いわゆる「年収の壁」は160万円となりました。一方で社会保険の106万円・130万円のラインは別の基準であり、自社の配偶者手当・扶養手当の支給条件が現行制度と合わなくなっていないかも確認が必要です。年末調整・給与計算の実務にどう落とし込むかを解説します。

◆ 会 場

河北町商工会 2階

(河北町谷地字月山堂654-1)

◆ 受講料 無料(会員・非会員問わず)

◆ 定 員 各回30名(先着順)

◆ 申込締切 11月20日(金)

〈お申し込み方法〉 下記申込欄に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申込みください。

〈主 催〉 河北町商工会・山形県商工会連合会 TEL:0237-73-2122

『税制改正セミナー』受講申込書

河北町商工会 行 ⇒ FAX:0237-73-2124 (申込日:R8年 月 日)

事業所名	TEL	
所在地	FAX	
受講者名	(複数のご参加可能)	
受講日	各回テーマが異なります。ご参加の回に○を付けてください(両方可)。 □11月 27日(金) 事業承継税制の特例措置 □12月 3日(木) 年収の壁見直しと給与計算実務	

※ご記入いただいた情報は本セミナーの運営のみに利用し、個人情報保護法に則り厳重に管理いたします。